

令和7年度(2025年度) 第2回 同和問題解決推進協議会

次 第

日時：令和8年(2026年)1月19日(月)

18時～2時間程度

会場：人権平和センター豊中 大集会室

【案件】

1. 同和問題学習指導案について
2. 差別事象等の発生状況について（報告）
3. 答申について
4. その他
 - ・「同和行政基本方針」に基づく施策の進捗状況にかかる報告様式案について

【資料】

- (資料1-1) 同和問題学習指導案
- (資料1-2) 同和問題学習指導案作成の経過
- (資料2) 令和7年度(2025年度)同和問題に関する差別事象
- (資料3) 第11期豊中市同和問題解決推進協議会答申案
- (資料4) 「同和行政基本方針」に基づく施策の進捗状況にかかる報告様式案

【ねらい】

- ・ 部落差別の現実や構造を知ること、差別を見抜き、差別をしない、差別を許さない立場に立ち、仲間とともに行動できる子どもを育てていくことをめざす。 → **仲間づくりの観点**
- ・ 自分たちも差別を無くす責任があることを自覚し、差別のない社会（学校・地域）をつくることのできるという展望をもつ → **社会・地域づくりの観点・差別をしない生き方の観点**

【授業を行うにあたっての心構え】

＜生徒への心理的配慮の徹底＞

授業を通じてマイノリティの立場の子どもをはじめ、「しんどくなる子どもを絶対につくらない」という視点を最も重要視し、指導時の生徒への配慮を徹底する。

問題に真剣に向き合うべき時間中に、不必要な笑いを喚起する行為や、場を和ませるための声かけの方法などには注意する。

＜差別構造の理解＞

差別は「差別する側の問題」であるという構造を理解し、そのことを踏まえて授業を行う。

＜未来志向と展望の提示＞

差別の厳しさを伝えるだけでなく、生徒が「より良い社会に変えていくことができる」という展望（ビジョン）を持てるようにする。

【授業をすすめるにあたって】 ※生徒に直接語りかけること

例「今日学ぶことは、必ず全員に関わりがあります。本当に「自分ごと」としてとらえて、学び、これからの行動につないでほしいです。それが、差別を許さないこと、差別に加担しないこと、差別で苦しんでいる人に寄り添うことにつながります。差別する側もされる側も特定の人たちだけの問題ではなく、社会の中にある思い込みや仕組みが、知らないうちに人を傷つけてしまいます。だからこそ、自分の中の『当たり前』に気づき、行動を選びとっていくことが大切です。最終的には、人権が尊重され、平和が尊重されるような社会・世の中を創っていくことにつながります。そういう意識をもちながら、共に学びましょう」

★安心ルールについて伝える。

- ①秘密は守ろう（この授業で聞いた友だちの話は、この場限りとする）
- ②うなずきながら聴こう
- ③話したくないことは話さなくてもかまいません

【授業展開】 1 時間目

本時の目標：部落差別について知り、自分事で考えるきっかけをつかむ。

	子どもの学習活動	教員の指導上の留意点	部落問題学習の視点
導入	<p>○動画『部落差別ってなに?』を見る。(プロローグのみ 1:20)</p> <p>○ワークシート①に取り組む(自分の作業)</p> <p>(1)「○○町なら大丈夫」発言について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書いた内容を周りの仲間やクラス全体と共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業をはじめるにあたっては、「授業をすすめるにあたって」について生徒に呼びかけるようにする。 まずは各自で考えるよう促す。 <p>・隣の席の人との話し合い、班での話し合い、クラス全体での共有など、クラスの状況に応じて良い方法を指示する。</p> <p>(活用例：授業支援システム)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差別について「知る」きっかけづくり。 土地差別に気づく。 差別についてともに考える仲間関係を築くという観点。
展開	<p>○動画『部落差別ってなに?』を見る。計 10:34</p> <p>問 1/住んでいるところによって違いがあるの?なんで?(1:34)</p> <p>問 2/そもそも、どうして日本には部落差別というものがあるの?(3:12)</p> <p>問 3/結婚やつき合う相手として避けること以外にも差別があるの?(1:46)</p> <p>問 4/差別をなくすために具体的にはどんな取組みがあったの?(4:02)</p> <p>○ワークシート①に取り組む</p> <p>(2)部落差別についての問い</p> <p>(3)親や周りの人からの差別発言に対する行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 書いた内容を周りの仲間やクラス全体と共有する。 	<p>【問いの答え】</p> <p>ア・ウ・エ・カ・キ</p> <p>・隣の席の人との話し合い、班での話し合い、クラス全体での共有など、クラスの状況に応じて良い方法を指示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別の重層性に気づく。 差別をしないという観点で行動するにはどうすればいいか考える。

		(活用例：授業支援システム)	
まとめ	<p>○動画『部落差別ってなに?』を見る。</p> <p>問 5/今も完全に差別がなくならず、残っているのはどうして?生活の状況がよくなってきたのに、今も完全に差別がなくならず、残っているのはどうして? (2:51)</p> <p>○まとめ</p> <p>ワークシート①の提出</p>	<p>・本時に見た部分の動画内容や生徒から出された意見をまとめ、次の時間の学習につなげる。</p>	<p>【まとめ】</p> <p>・差別は許されないことだが、単に「許されない」「してはいけない」ではなく、しっかりと学び、考えた上で行動にうつしていくことが必要で、そのためにもこの時間だけではなく、次回にも考える時間を持ち、自分の「差別をしない生き方」につなげていけるようにする。</p>

<二回目の授業へのつなぎとして>

例「今回の授業の中では、様々な言葉（用語）が出てきますが、これらの言葉が差別するために使われてきました。今もなおこれらの言葉により、気持ちがしんどくなる人がたくさんいます。この学習の場以外でも、こうした言葉（用語）を使うことは差別につながります。疑問に思うことやもっと知りたいことがあるなら、先生に聞きに来てほしいです。そのときは一緒に考えましょう」

ワークシート① 豊中市動画『部落差別ってなに?』をみて考える

() 年 () 組 名前 ()

(1) 動画の中では、親が「〇〇町なら大丈夫」と言っていました。親は、どんな思いや考えで「大丈夫」という言葉を使っているのでしょうか。想像して書いてみましょう。

	「〇〇町なら大丈夫」とはどういう意味だろう
自分の考え	
他の人の意見 (メモ)	

※特定の地域を悪く言ったり、差別的に書いたりすることはないようにしましょう。

(2) 部落差別とは、どのような差別でしょうか？ 部落差別について説明している文章として適切だと思うものをすべて選んで○をつけましょう。

ア. 生まれた場所を理由に、人が人を悪く言う差別のこと。

イ. 生まれた場所が外国の場合、その人のことを差別すること。

ウ. 住んでいる場所を理由に、そこに住んでいる人を悪く言ったり、そこに住んでいる人とは結婚しなかったりするなどの行動にでること。

エ. 江戸時代にあった身分制度で「差別されていた人たちがいたこと」が原因の1つになっている差別のこと。

オ. 女性や障害のある人を排除すること。

カ. 差別を解消するために、「全国水平社」がつくられ、豊中にも「豊中水平社」ができた。(1920年代)

キ. 特定の土地で生まれ育ったということを理由に、就職差別なども存在している。

(3) あなたが、親や周りの人から「あの地域に近づいたらだめだよ」「あの地域の子とは遊んだらだめだよ」と言われたら、どうしますか？ (こんなふうに聞き返してみる、こうってみる、など)

自分の考え	
他の人の意見 (メモ)	

【授業展開】 2時間目

本時の目標：部落差別をしない生き方をしていくために自分自身と向き合う。

	子どもの学習活動	教員の指導上の留意点	部落問題学習の視点
導入	○前回（1時間目）の内容を振り返る。	・ 前回の内容を再度説明し、改めて「部落差別についてしっかりと考えよう」ということを伝えて、動画を流す。	
展開	○動画『部落差別ってなに？』を見る。 問 6／部落差別・同和問題のことをわざわざ知らせる必要ってあるの？ 部落差別・同和問題のことを知らなければ、自分が差別する側になることはないし、知らない人が増える方がいいということも言えるんじゃないかな？ ピンとこない人が多い中で、部落差別・同和問題のことをわざわざ知らせる必要ってあるの？（3:12） ○ワークシート②に取り組む（自分の作業） (1) 部落差別について「自分自身が差別しなければ」という考えに対してはどう考えるか。 ・ 書いた内容を周りの仲間やクラス全体と共有する。 (2) 自分がつらい思いをしたときに「我慢して」と言われたらどんな気持ちになるか考える ・ 書いた内容を周りの仲間やクラス全体と共有する。	・ まずは各自で考えるよう促す。 ・ 隣の席の人との話し合い、班での話し合い、クラス全体での共有など、クラスの状況に応じて良い方法を指示する。 (活用例：授業支援システム)	・ 差別問題を「自分事」で考える。 ・ 差別発言につながる言葉や考え方について考える。 ・ 見過ごすことは、差別に加担することにつながり、差別行為となることを自覚する。  ・ 情報を正しく読み解く力が大切。 ・ 差別を見抜く力をつける。 ・ 差別についてともに考える仲間関係を築くという観点。

<p>まとめ</p>	<p>○動画『部落差別ってなに?』を見る 計 10:00 問 7/今はどんな問題があるの? 環境がよくなって、昔よりは差別を受けることは減ってきているんだよね?今はどんな問題があるの? (3:54) インターネットで検索するときの注意点 (4:56) エピソード (1:10)</p> <ul style="list-style-type: none"> 書いた内容を周りの仲間やクラス全体と共有する。 <p>○まとめと「振り返りシート」を書く。 提出する ※振り返りシートは宿題の可能性あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2時間分をまとめ、「振り返りシート」を書くよう促す。その際、「振り返りシート」は、プライバシーにも関わる質問があるので、周りとの共有はせずに、自分自身で自己内対話をしながら書くよう促す。 「振り返りシート」を集めるときは、集め方に注意する。または宿題として実施してもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 動画やワークシートで学び、考えたことをふまえ、最後に自分の生き方につなげる。 この学習だけで部落差別についてすべて理解できるわけではなく、これからも考え続けることが大切である。 現時点での「自分と部落問題」について見つめ直し、今後の行動・生き方を考えるきっかけとする。 この学習を通して、個人の力だけではできないことも、仲間と一緒にできることがあることに気づき、行動する。その経験を重ねることで、差別のない社会につなげていく。
------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ワークシート② 動画『部落差別ってなに?』を見て、自分自身と向き合う

()年()組 名前()

(1) 「自分自身が差別しなければ」という考えに対して、あなたはどのように思いますか。

自分の考え	
他の人の意見 (メモ)	

(2) 登場人物が「自分がつらい思いをしているときに『我慢して』と言われたら、もっとつらくなるし、悲しくなるなあ・・・」と言っていますが、あなたには似たような経験はありますか？

--

振り返りシート 『部落差別ってなに?』をみて～

()年()組 名前()

Q. 授業では、動画をみて、部落差別に関わる事をいろいろと考えてきました。学んだ今、どのような感想をもっていますか? 次のような観点を参考に書いてみてください。(もちろん、それ以外の観点でもかまいません)

<観点>

- これまでの部落問題についてどれほど知っていて、今はどう思っていますか。
- 改めて疑問に感じていることや難しいと思うことはありますか。
- 部落差別をなくすために自分がやらなければならないと考えることはありますか。

勇気をもって書いてくれて、ありがとうございました。

■同和問題学習指導案作成の経過■

◇事前調整：令和 6 年度（2024 年度）

- ・同和問題解決推進協議会における委員からの意見（ある高校で豊中市作成の同和問題啓発動画を使用した授業を行って好評だったとの感想を聞いている）を受け、市内学校教育現場で、動画を用いた授業の実施について学校教育課へ提案。
- ・学習指導案を作成することにより、動画を用いた授業の組み立ては可能とのことで、教育委員会と協働で学習指導案を作成する方向で調整を進めることとする。
- ・豊中市人権教育研究協議会にも相談、協力をいただくことに承諾を得る。

◇令和 7 年度（2025 年度）

○同和問題学習指導案検討チームを立ち上げ

会議メンバー 10 名

- ・学校教育課人権教育係（1 名）
- ・学校教育課計画係（2 名：元中学校校長）
- ・豊中市人権教育研究協議会より推薦
事務局長（1 名：小学校教諭）
中学校教諭（2 名）
小学校教諭（1 名）
- ・監修：関西大学社会学部 内田龍史教授
- ・事務局 人権平和センター職員 2 名（佐津川、出口）

○令和 7 年度 検討会議

- ・第 1 回検討会議 6 月 9 日(月)
- ・第 2 回検討会議 8 月 21 日(木)
- ・第 3 回検討会議 11 月 21 日(金)
- ・作業部会 11 月 26 日(水)
- ・第 4 回検討会議 12 月 10 日(水)
- ・第 5 回検討会議 12 月 15 日(月)

同和問題に関する差別事象

資料 2

番号	発覚日	種別	差別行為の手段等	対応者(通報者等)	相手(含推測)	内容等	対応	事象の問題点等
2025-1	5月14日	差別動画	インターネット	一般財団法人豊中人権文化まちづくり協会	●●●●●● (アカウント名)	・動画共有サイトに市内地域の動画を掲載。(投稿日:5月12日)	・同アカウントによって掲載されている地域の関係機関である大阪府に報告するとともに、法務局へ削除要請を行った。	・タイトルに「Dowa」の表記がある。 ・「旧解放会館である豊中市立人権平和センター螢池」「人権平和センターの向かいには市営住宅。始まりは改良住宅としての役割だった。」とテロップあり。 ・単なる興味本位で偏見や差別意識を煽り、差別を助長・拡散している。 ・偏見や差別意識によって被差別部落を避けたいと考える人がこの動画を視聴することによって、実際に差別的言動を起こす可能性がある。
2025-2	5月27日	地区問い合わせ	電話	人権政策課	他市在住者	・交際相手だった豊中市民に性暴力を受け精神的苦痛を被った。 ・知人に本件について相談したところ「加害者が住んでる●●地区は、同和地区なのではないか。」と言われた。 ・居住地の都道府県が実施する相談窓口にも相談した結果、「豊中市に問い合わせたら、地区の特性について教えてもらえるかもしれない。」と言われ豊中市に架電したとのこと。	・地区の問い合わせには応じられないこと、特定の地区とマイナスイメージを結びつけること、地区問い合わせ自体が差別につながることを伝えた。 ・地区の問い合わせが差別になること、市が差別をなくす取組をしていることを伝え、今後ホームページの動画等も見て部落問題、同和問題について学んでいきたいと応答があった。	・問い合わせに対する対応の中で、本市の同和問題啓発に関する取組を周知すること、また一定程度本人に差別的な意識を気づかせることができた。 ・一方で、本人からは、他の相談窓口への問い合わせが本市への問合せに繋がった趣旨の発言があった。真偽のほどは定かではないが、行政職員として更なる人権意識向上のための研鑽が必要である。
2025-3	8月8日	差別動画	インターネット	人権政策課	●●●●●● (アカウント名)	・動画共有サイトに市内地域の動画を掲載。(投稿日:8月8日)	・同アカウントによって掲載されている地域の関係機関である大阪府に報告するとともに、法務局へ削除要請を行った。	・人権平和センターのことを「旧解放会館」とテロップあり。 ・「かつて屠殺場がありました。」とテロップあり。 ・現在の街並みを紹介するには関係のない情報であり、直接ではないが「同和地区」を連想させるようなテロップである。
2025-4	9月1日	地区問い合わせ	電話	人権政策課	豊中市民	・交際相手からプロポーズされた。相手家族からの唯一の条件は、「部落出身」でないこと。部落出身ではないことを証明するにはどうしたらいいかネット検索したがわからなかった。「そうした人」ではないことを証明するにはどうすればよいか?	・地区の問い合わせには応じられないこと、地区問い合わせ自体が差別につながることを伝えた。 ・結婚の条件に出身を問うのは差別そのものであることを伝えた。	・相手家族が、部落出身でないことを結婚の条件に上げている点は結婚差別にあたる。 ・相談者は、相手家族が結婚差別をしようとしていることに気づかず「出身者でない」ことを証明しようとして行動を起こしており、結婚差別を肯定し、相手家族の差別行為に加担している。 ※直接、同和地区を問合せしているものではないが、結婚を契機に「出身者ではないと証明したい」との問いを通じて間接的に問うているもの。

番号	発覚日	種別	差別行為 の手段等	対応者 (通報者等)	相手(含推測)	内容等	対応	事象の問題点等
2025-5	9月23日	差別落書き	落書き	公園みどり推 進課職員	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・轟木公園バリアフリートイレ西側の壁に赤色マジックで賤称語を使用した落書きがあった。 ・シルバー人材センタートイレ清掃業務担当者が施設時に落書きを発見する。(祝日によりシルバー人材センターが休日のため、報告は次の日になる) ・シルバー人材センター清掃業務担当者がシルバー人材センター事務所に連絡。シルバー人材センターから公園みどり推進課が報告を受け、人権平和センター職員が現地確認を行い発覚。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター清掃業務担当者がシルバー人材センター事務所に連絡。シルバー人材センターから公園みどり推進課が報告を受け、人権平和センター職員が現地確認を行った。 ・公園みどり推進課職員が 豊中警察署刑事課に被害届を提出。受理される。 ・落書き消去後に「施設破損」を警告したポスターを掲示した。 ・人権平和センター豊中職員にて、当該公園内トイレについて週2回落書きの有無を点検することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権平和センターに隣接する公園への賤称語を用いた落書きで、令和4年から4回目であり同一人物の行為であれば強い差別意識がうかがえる。

豊中市同和問題解決推進協議会 答申案

1 はじめに（諮問への回答の基本姿勢）

豊中市長より諮問された「同和行政基本方針の改定をふまえた効果的な教育・啓発の取組み」について、本協議会は 2024 年度～2025 年度の 4 回の協議における議論を通して、現場の実態・課題・成果・今後の方向性を確認してきた。

その総合的検討の結果、本答申は以下の 3 つの基本視点を重視した。

1. 教育・啓発の質の向上（単発的でなく、継続性・体系性を確保すること）
2. 現場の変容を促す仕組みづくり（学校・行政・市民の意識変容と行動変容）
3. インターネット時代に対応した新たな啓発手法の確立（SNS 上の誤情報・偏見への対抗）

以下、「現状と課題」について整理した上で、「効果的な教育・啓発に向けて」の提起を行う。最後に、豊中市が目指すべき方向性について整理を行う。

2 市内の現状と課題の整理

(1) 学校教育における課題

学校教育における課題として下記の課題が確認された。

① 教職員の「学び直し」と力量に関わる課題

学校教育における同和問題の教育・啓発については、教職員体制や教材活用の面から、いくつかの重要な課題が確認された。第一に、教職員の同和問題に関わる学び直しの必要性が指摘された。具体的には、これまで積み重ねられてきた実践の継承が十分に行われておらず、研修も受け身的に参加する傾向がみられ、そのため、差別事象に直面しても、適切に指摘したり対応したりできない状況が生じているのではないかとの意見が出された。また、若年層の教員が部落問題に関する基礎的理解を持たないまま現場に立つケースが増えており、学校教育課が作成した「9年間の部落問題学習カリキュラム」についても、その浸透度や活用状況は校間でばらつきがあることが指摘された。

第二に、副読本や教材の活用について確認された。副読本『ゆたかなゆめあるまち豊中』については、一時期、内容が取り扱われていなかった人権平和センターの記述が復活し、今後の活用が望まれる。また、地域教材を日常の学習に積極的に取り入れ、児童生徒が自らの地域の歴史や課題を理解する機会を保障していくことが、今後の重要な課題となる。

(2) 行政職員研修における課題

行政職員研修については、研修の「実施件数」が報告される一方で、受講者の理解度や行動変容といった効果検証が十分に行われていない点が課題として確認された。とりわけ管理職研修については、前年とほぼ同様の内容で実施されており、組織課題や社会状況の変化を踏まえた内容更新が不十分ではないかとの指摘があった。また、推進員制度自体の存在は高い意義を有するものの、推進員が果たしている役割や活動成果については、より積極的な発信が求められた。

(3) 市民啓発における新たな課題

市民啓発の領域では、近年の情報環境の変化を背景として新たな課題が顕在化している。

① SNS 上の偏見・誤情報の拡散

SNS 上では、いわゆる「さらし動画」や差別的コメントの拡散が増加しており、誤った“優遇論”や“寝た子を起こすな論”が若い世代に強い影響を及ぼす可能性が指摘された。市内で実際に差別事象が発生していることを踏まえると、こうした偏見の拡散は看過できない状況にある。

② 啓発動画の有効性と課題

若年層へのリーチ手法として豊中市として作成した同和問題に関するショート動画について、その有効性を確認した。同時に、ショート動画であるために、データや根拠の提示に制限があるため、ロングバージョンのより詳細な動画や同和問題に関して市から発信しているさまざまな情報と組み合わせる形での啓発方法の工夫が求められることが確認された。

3 効果的な教育・啓発に向けて

以上の課題認識を踏まえ、同和行政基本方針の改定をふまえた効果的な教育・啓発の取組みとして、以下の5つの方針を基本する必要を提起する。

方針1：学校教育の体系化・質保証の強化

(1) 9年間の「部落問題学習モデル・カリキュラム」の実効性確保

全校における年間の取組状況を確認し、より充実した実践をめざしていただきたい。指導案や教材例を市内で共有し、学習の質を一定水準で担保できる仕組みの強化に努めていただきたい。

(2) 教職員の学び直しの構造化

教職員に対して、基礎・応用・事例の3段階から成る体系的研修の整備を求めたい。とりわけ差別事象を取り扱った教材を用いて自らの課題として内省する研修を、キャリアに応じて実施する方向で充実させていただきたい。

(3) 部落問題を扱う授業の連続性確保

部落問題を自らの課題として主体的に捉えられるようにするため、部落問題との出会い、対話、内省の機会を段階的に組み合わせ、学びの連続性を確保した授業モデルの開発を一層促進していただきたい。また、SNS上の差別に対抗するための方法を、中学生段階で育成することも検討いただきたい。

方針2：行政職員研修の質保証と評価の導入

(1) 研修成果の可視化

研修後の動機づけ、理解度、行動変容を評価する方法を検討されたい。管理職研修は毎年度内容を更新し、部局の課題と連動させる仕組みに改めることも併せて検討いただきたい。

(2) 推進員制度の実効性の充実

任期や役割、研修内容を明確化し、推進員同士が事例を共有し学び合う場を整えることで、制度の実効性を高める方法を検討いただきたい。

方針3：市民啓発の再構築（SNS等での差別事象への対応を含む）

(1) 啓発動画の活用と公式解説ページの充実

市として作成した動画の活用を通じて、同和問題に対する啓発のきっかけを作り、そこから、市民意識調査等のデータを用いたエビデンス提示、歴史、制度、誤解の構造、現在の差別実態を整理し、若い世代の疑問に応える Q&A 形式での説明を追加するための方法を充実されたい。

(2) SNS 上の差別投稿への対応の検討

令和 7 年度第 1 回協議会でも議論されたように、大阪府や他市の取組と連動しながら、ガイドライン作成を国に働きかける等の SNS 上の差別投稿への対応方法の検討を進めていただきたい。

方針 4：当事者・地域団体との協働の強化

前期協議会での当事者の意見を踏まえ、今後も継続的なヒアリングの場を設けていただきたい。部落解放同盟をはじめ、市民団体・国際交流団体等と協働し、副読本の改善に当事者の声を反映することが重要であると考えます。

方針 5：子ども・若者の“行動につながる学び”の推進

知識の習得に留まらず、「差別しない・許さない・声を上げる」という行動へつなげる教育を推進していただきたい。SNS 上の差別への対応や情報リテラシー教育を必須化し、無自覚な差別書き込みへの加担を防ぐための学びを進めていただきたい。

4. まとめ：豊中市がめざすべき方向性

豊中市は、差別事象が実際に発生している自治体として、その重さを受け止めなければならない。今後は、「正しく知ること」「行動できる力」「支え合う地域文化」の三位一体の形成をめざし、教育および啓発の再構築を進めるべきである。本協議会は、市・学校・市民・当事者の橋渡し役として、教育・啓発の質を向上させ、差別の再生産を防ぐ不断の取組を求めていく。

以上をもって、本答申とする。

「同和行政基本方針」に基づく施策の進捗状況にかかる報告様式案

(抜粋)

章:IV

章節:IV-1)-① 内容:差別にであったときに適切に対応できる力をつけるための学びの機会の提供

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
2	職員研修(専門性向上等)	45	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会への参加(全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣協ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会(大阪府)、大阪府人権総合講座、部落解放・人権夏期講座、人事課研修係開催の研修 他) ・職員の同和問題学習として、堺市舩松人権歴史館への視察研修を実施 ・新規採用職員向け研修コンテンツの受講の必須化 ・「管理職のためのガイドブック」に人権のページ追加 ・全管理職対象に同和問題研修コンテンツの受講を実施(次年度以降は新任課長級研修に組み込む)
3	生涯学習(講座)		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権文化まちづくり講座 12 回実施、延べ 428 人(うち、同和問題 2 回、28 人) ・人権情報メールマガジン配信 5 回
4	人権問題事業者学習会		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・7 月 25 日 (1)「豊中市多文化共生指針について」(人権政策課職員) (2)公益財団法人とよなか国際交流協会による講演 ・参加者数 147 人(会場 51、録画配信 96)

章節:IV-2)-① 内容:地域コミュニティが人権課題を見据えてつながる

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
22	人権情報受発信		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「じんけんへいわ通信」発行 6・11 月発行 各 5,000 部 ・ホームページ更新(学識経験者による寄稿文「部落差別(同和問題)を詳しく知るために」の掲載 他) ・庁内情報共有システムに人権の情報を集約する「WEB ページ「人権政策課だより」を作成 ・資料室・参考室の管理運営(部落問題・人権問題等書籍購入、書籍・資料等のリスト作成、閲覧・貸出、「資料室ニュース」の作成など)
23	ひゅうまんプラザほか日常啓発	55	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 月 18 日 ひゅうまんプラザ講演「部落問題と向き合う私たち」 講師:石井 眞澄さん・石井 千晶さん(ご夫妻) 参加者数 110 人 ・DVD貸出延べ 88 件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展 2 回開催、出前講座の実施 ・市民向け同和問題啓発ショート動画(14 本)の作成 ・各審議会委員向け人権啓発資料の作成と庁内すべての

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
				審議会等全委員へ配布 ・広報 2 月号に同和問題特集記事を掲載
24	人権月間啓発事業		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・4 月 23 日～5 月 10 日パネル展@市役所第二庁舎 1 階ロビー、11 月 18 日～25 日パネル展@シヨコラ2階・3階 ・人権に関する催しを集約したチラシの作成・配布と市ホームページへの掲載 ・11 月 11 日～12 月 10 日@市役所第一庁舎に横断幕掲出、11 月 25 日～12 月 10 日環境部収集車にマグネットシートを掲出 ・人権月間中に毎週1日(午前・午後各1回)、人権デー前1週間及び当日(午前・午後各1回)に庁内放送で人権月間等を周知

章節:IV-2)-② 内容:対話によって相互の信頼関係を築く

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
34	「老人憩の家」の活用、管理運営		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	事業実施計 708 回、利用者延べ 14,021 人 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交流・憩いの場の提供 ・センター登録サークル活動の場の提供 ・地域福祉を進める取組みへの支援として場の提供等 ・介護予防事業の場として活用 ・相談事業等との連携 ※H25 年 4 月より浴場開設
35	こども居場所づくり・ふれあい交流	40	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	(こどもの学び・居場所事業) <ul style="list-style-type: none"> ・居場所活動 291 日小・中学生・高校生・その他 8,856 人 ・学習活動 小学 3・4 年生国語・算数 22 回 214 人 小学 5・6 年生国語・算数 23 回 100 人 小学 5・6 年生英語 24 回 122 人 中学生数学・英語 23 回 223 人 ・課外や体験活動 11 回 488 人 ・食事の機会 14 回 (こども多世代ふれあい事業) <ul style="list-style-type: none"> ・居場所活動 290 日小・中学生・高校生その他 10,193 人 ・18 時以降学習できる場(中学生以上)117 回 1,917 人 ・課外や体験活動(バスケ 10 回 204 人、その他体験 20 回 375 人) ・食事の機会 12 回

章節:IV-2)-③ 内容:センターの取組み(情報受発信の拠点施設、市民の安心・安全を支える場所)

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
36	地域交流(フェスタ等)		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 月 25 日～3 月 2 日“ひと・まち・であい”人権文化のまちづくりフェスタ(参加者 114 人) ・克明校区ささえあいネット活動(事務局会議 12 回、図上訓練 1 回)

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
37	地域交流(世代間交流等)		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	世代間交流事業 4回 91人
38	生活支援(相談)	48	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談等相談件数 269件 支援方策検討会 1回 11月29日 ケース検討会議 0回
39	生涯学習(サークル支援)		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 登録サークル(21サークル、活動実績計 664回、延べ 6,260人参加) サークル代表者会議(4回実施、延べ 93人参加)
40	子ども居場所づくり・ふれあい交流	35	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<p>(こどもの学び・居場所事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居場所活動 291日小・中学生・高校生・その他 8,856人 学習活動 小学3・4年生国語・算数 22回 214人 小学5・6年生国語・算数 23回 100人 小学5・6年生英語 24回 122人 中学生数学・英語 23回 223人 課外や体験活動 11回 488人 食事の機会 14回 <p>(子ども多世代ふれあい事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居場所活動 290日小・中学生・高校生その他 10,193人 18時以降学習できる場(中学生以上) 117回 1,917人 課外や体験活動(バスケ 10回 204人、その他体験 20回 375人) 食事の機会 12回
41	小集落地区改良事業(店舗・作業所)		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕、維持管理、施設使用料の徴収、収納確認、敷金の管理、店舗の排水管清掃
42	人権相談	49	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 人権相談件数 68件(月～金 9時～17時 電話相談 ※面接相談:要予約)
43	人権擁護委員による人権相談	50	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 年 24回(法務局主催)実施、相談 2件 人権擁護委員の日に第二庁舎1階ロビーにおいてポスター及びのぼり旗の掲出、啓発物品の配布 豊中まつりでの啓発物品の配布
45	職員研修(専門性向上等)	2	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、講演会への参加(全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣協ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会(大阪府)、大阪府人権総合講座、部落解放・人権夏期講座、人事課研修係開催の研修 他) 職員の同和問題学習として、堺市舳松人権歴史館への視察研修を実施 新規採用職員向け研修コンテンツの受講の必須化 「管理職のためのガイドブック」に人権のページ追加 全管理職対象に同和問題研修コンテンツの受講を実施(次年度以降は新任課長級研修に組み込む)

章節：V-1)-② 内容：人権侵害による被害救済についての取組み

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
48	生活支援(相談)	38	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談等相談件数 269 件 支援方策検討会 1 回 11 月 29 日 ケース検討会議 0 回
49	人権相談	42	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 人権相談件数 68 件(月～金 9 時～17 時 電話相談 ※面接相談：要予約)
50	人権擁護委員による人権相談	43	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 年 24 回(法務局主催)実施、相談 2 件 人権擁護委員の日に第二庁舎1階ロビーにおいてポスター及びのぼり旗の掲出、啓発物品の配布 豊中まつりでの啓発物品の配布

章節：V-1)-③ 内容：方針に基づく進捗把握、審議会の意見聴取、総合的な見地からの施策推進

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
51	同和行政推進体制	61	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 人権行政推進本部会議 2 回開催(書面開催) 部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見逃すことがないように注意喚起し、管理職向け研修コンテンツの受講を案内

章節：V-2)-① 内容：被差別当事者等の声を大切にした協働とパートナーシップによる取組み

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
52	同和问题解決推進協議会	62	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 3 回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等

章節：V-2)-② 内容：人権文化の創造に寄与する NPO、研究団体等との連携、支援

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
54	関係団体等との連携・協働		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 相談事業における関係機関等との連携 克明校区社会福祉協議会など地域の団体・機関等の連携により、介護予防事業を実施 その他、連携・協力関係にある団体や会議への参加
55	ひゅうまんプラザほか日常啓発	23	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	<ul style="list-style-type: none"> 2 月 18 日 ひゅうまんプラザ講演「部落問題と向き合う私たち」 講師：石井 眞澄さん・石井 千晶さん(ご夫妻) 参加者数 110 人 DVD 貸出延べ 88 件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展 2 回開催、出前講座の実施 市民向け同和问题啓発ショート動画(14 本)の作成 各審議会委員向け人権啓発資料の作成と庁内すべての審議会等全委員へ配布

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
				・広報2月号に同和問題特集記事を掲載
56	まちづくり協会への支援		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	・フィールドワーク等の実施への支援

章節：V-3)-① 内容：同解協と各領域の審議会等との連携

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
61	同和行政推進体制	51	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	・人権行政推進本部会議2回開催(書面開催) ・部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないように注意喚起し、管理職向け研修コンテンツの受講を案内
62	同和問題解決推進協議会	52	市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	・3回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等

章節：VI. 府及び府内市町村等関係機関との連携

通し番号	事業名	重複	担当課	取組み内容
63	自治体間ネットワーク会議等の参加		市民協働部人権政策課 (人権平和センター)	・大阪府人権相談機関ネットワークへの加盟 ・大阪人権行政推進協議会への参加

<全体評価>

評価 (総論)	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> * インターネット上での差別的な言動や投稿は、その匿名性から広がりやすく、新たな差別意識を植え付けたり、助長・拡大につながる危険性があり、早急な対応が必要です。 * 旧同和地区に対する忌避意識や差別が今も存在し、毎年差別事象は発生しています。 <p>(今後の取組み等の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> * インターネット上での対応については国の動向や他市の状況を見ながら市の対応について検討します。 (国が違法情報ガイドラインの策定を検討中)
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

沖本委員からの意見

(事務局：本日出席が叶わなかった沖本委員から、今朝、以下のメールが届きました。皆さまと共有させていただきます)

沖本です。

お世話になっています。

本日の会議につきましても、お気遣いいただき、心より感謝しています。

資料、読ませていただきました。

案件 1.についてです。

同和問題学習指導案の作成経過を拝見して、担当の方たちが何度も集まって話し合いながら、より活用しやすいものをとご尽力されたことを思い、今、指導案を見て、わたしが安易に意見を言えるものではないと感じています。

教員の現状を考えて、授業をする側の不安を少しでも少なくするための策をたくさん入れ込んでおられて、あらためてそのきめ細やかな配慮にも敬服いたします。

指導案の内容について、一つだけ確認しておきたいことを書かせていただきます。

(時間がありましたら、ここから皆さんにお伝えいただけたら幸いです。)

資料 1-1 の最後の★じるしにあるように、学習の場にいるみんなが安心できる環境づくりはとても大切です。「誰もが安心できる場づくり」は、授業者の意識としてしっかりと持っておきたいものです。

子どもたちへの確認とともに、おとなの都合で“子どもたちの安心”をおろそかにしてしまうことが無いように、毎回の授業の中に「安心を確かめあう時間」を設ける必要があると考えます。

その都度確かめあうことで、子どもたちは、安心して自己開示したり、友だちの思いをわかろうと能動的に聴こうとしたりすることでしょう。

その積み重ねが、「安心」を確かなものにしていくのだと思います。

ですから、どの時間の指導案にも、「安心ルール」の確認を入れることを提案いたします。

さらに、安心ルールが言葉だけにならないように、授業者の共通認識を確かなものにするのが大事だと考えます。【授業をすすめるにあたって】で、大事なこととして説明をていねいしておくといいかもしれません。

① ひみつはまもろう

この授業で聞いた友だちの話はこの場限りとするのということではなく、「友だちの話はとも大切なものだから、心に大切に置いておこう。友だちから大切な話を聴けたのは信頼してくれているから。だからこそ、ほかの誰かにこの話をしたいときは、話していいかどうかを本人に必ず確かめよう」ということだと思います。友だちが話をしてくれたことから、考え、行動し、変革につなげることがたくさんあるはずです。この場限りで終わるものばかりでは無いはずです。

② うなずきながら聴こう

この「うなずき」は、「相手の気持ちを感じようとする」「相手の思いをわかろうとする」ということだと思います。うなずくという動作ではなく、自分まるごとで能動的な傾聴を！ととらえるといいと思います。「おー、へー、そうなんや。あなたはそう考えてるんだね」といううなずきで、共感だけをさすものではありません。

③ 話したくないことは話さなくてもかまいません

これは、話すか話さないかは自分で決めてOKということだと思います。「今、自分は、この話をしたいのかしたくないのか、ちゃんと自分と向き合って心の声を聴いてみよう。話したいと思ったら、聴いてくれる仲間を信じて話そう。話したくないと思ったら、その心の声を大事にしよう。話したくなかったときに話そう」そんなことを子どもたちに伝えるといいと思います。

このようなことが記してあれば、授業者も子どもたちに「安心」について話がしやすいと思います。

以上です。

本日は参加できずに申し訳ありません。

参加しておられるかたの多くの意見交流が大切です。時間がなければ、とりあげていただかなくてかまいません。

時間があれば、ということで、
どうかよろしく願いいたします。